

「(仮称) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例 (案) の基本的考え方」に対する区民意見等の募集結果の概要について

- 1 区民意見公募手続 (パブリックコメント) の期間  
令和3年10月15日 (金) ~11月5日 (金)
- 2 意見の提出結果  
意見提出者 11名 (複数意見を提出された方がいるため、合計の件数とは一致しません。)
- 3 提出された意見の要旨と区の考え方  
ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約又は一部を抽出しています。

意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
賛成意見		
本考え方について賛成である	10	区民が安全・安心で快適な生活環境を確保できるように、ハト・カラスへの給餌による被害のない環境の実現に向けた取り組みを進めてまいります。
反対意見		
動物愛護の観点から、ハト・カラスへの給餌を規制することに反対である	1	ハト・カラスは野生鳥獣であり、人間による給餌がなくても生存することが可能です。給餌をすることにより過剰な繁殖を繰り返し、区民の生活環境や健康への被害だけではなく、野生鳥獣の生態系への悪影響につながります。人と野生鳥獣の共存のためにも、給餌を規制する一定のルールが必要であると考えています。
条文に関する意見		
公共の場所以外で給餌による被害が生じた場合も罰則の対象としてほしい	1	民有地内で給餌を行い、その結果、公共の場所に被害が生じた場合については、本条例 (案) の規定による指導、過料の対象となる場合があります。
猫を条例 (案) の対象に加えてほしい	3	猫は、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、「愛護動物」に位置付けられており、みだりに給餌をやめることは虐待に当たるおそれがあります。そのため、区では、飼い主のいない猫へ給餌する場合には、周辺住民の十分な理解の下に対面での餌やりと後片付け、排せつ物の処理等を行うよう啓発しています。
ねずみを条例 (案) の対象に加えてほしい	1	ハト・カラスへの給餌が原因となり、ねずみや害虫が発生した場合については、本条例 (案) における「ハト・カラスへの給餌による被害」の対象となります。

スズメを条例(案)の対象に加えてほしい	1	スズメはハト・カラスと同じ野鳥ですが、ハト・カラスは都市部での生息数が多く、区への問合せ件数も増加傾向にあります。一方、スズメの被害に関する問合せ件数は少ないことから、本条例(案)では対象としていません。
その他のご意見、ご要望		
ごみ出しのマナーを徹底するよう周知・啓発してほしい	3	パンフレット及びホームページにより、正しい資源とごみの分け方・出し方について周知を図っています。この中では、カラス対策に効果的な防鳥ネットの貸出に関する記述し、ご案内しているところです。 また、清掃事務所ではふれあい指導を通じ、適宜、集積所における排出指導を実施しています。
カラスの繁殖期の被害の予防法を周知してほしい カラスの営巣時期前に樹木のせんだいの推奨をしてほしい	1	繁殖期前後のカラスによる被害対策については、樹木のせんだいにより巣を作られにくくすることや、落下したヒナへ近寄らないことなどを区報やホームページにより周知を行っています。また、繁殖期のカラスの巣の撤去を無料で行う事業を行っています。
給餌を行っている方(個別案件)に関するご意見、ご要望	5	現状は給餌を禁止する根拠法令がないことから、給餌行為を行う方に対しては、チラシやポスターによる注意喚起を行っています。 本条例が施行された際には、条例に沿った指導等を行ってまいります。